

栃木県公南

令和 5 (2023) 年 10月27日(金) 第450号

	B	次		
	———— 告	示		
○鳥獣保護区の変更	•••••			····· 781
○鳥獣保護区の存続期間の更新				
○特別保護地区の指定				
○特定猟具使用禁止区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
○特定猟具使用禁止区域の指定に関する告	示の一部改正	`		···· 814
○同·····	•••••			···· 814
○同······			•••••	···· 814
○同·····				_
○県営土地改良事業計画変更の決定				
○道路の区域の変更				
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			····· 816
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供				
法人の指定	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			····· 816
	公	告		
○患畜の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
○開発行為の工事完了	•••••			····· 817
	選挙管理			
○不在者投票を行うことができる施設の指	淀			····· 817
_				
	告	示	1	

栃木県告示第386号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第2項の規定により鳥 獣保護区を変更するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

栃木県知事

福

 \mathbb{H}

富

令和 5 (2023) 年10月27日

鳥獣保護区の 鳥獣保護区の 鳥獣保護区の 鳥獣保護区の保護に 存 続 期 間 名 称 区域及び面積 す る 指 日 光 1 区域 令和 5 (2023) 年 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 鳥獣保護区 日光市山内地内の県道 | 11月1日から令和 大規模生息地の保護区 15 (2033) 年10月 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 日光今市線と一般国道 120号との交点を起点と 31日まで 当該地域は、栃木県北西部の日光 国立公園内に位置し、日光市西部に し、同所から同国道を西 進し日光市道日32127号 ある男体山西側斜面から旧足尾町に 線との接点に至り、同所 ある庚申山にかけての一帯に位置 し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等 から同市道を北進し林道 御堂山線との接点に至 この地域を代表する森林植生が含ま り、同所から同林道を北 れる地域である。このような自然環 境を反映して、森林性の鳥類として 西に進み女峰山登山道と

の交点に至り、同所から 同歩道を西進し国有林と 民有林との境界に至り、 同所から同境界を北進し 平成30年度樹立(令和3 年度変更) 鬼怒川森林計 画区日光地区31林班と32 林班との林班界に至り、 同所から同林班界を南東 に進み日光地区32林班ア 準林班3A小班とスギ・ ヒノキ等の境内古木林と の境界に至り、同所から 同境界を北進し日光地区 32林班ア準林班3 C小班 とスギ・ヒノキ等の境内 古木林との境界に至り、 同所から同境界を北西に 進み天狗沢第三床固に至 り、同所から日光地区32 林班ア準林班1小班とス ギ・ヒノキ等の境内古木 林との境界を北東に進み 稲荷川滝尾堰堤に至り、 同所から同河川右岸を南 東に進み県道日光今市線 との交点に至り、同所か ら同県道を南進し起点に 至る線に囲まれた一円の 区域及び日光市中宮祠地 内の一般国道120号と第 一いろは坂との交点を起 点とし、同国道を南東に 進み第二いろは坂との交 点に至り、同所から同坂 を西進し国有林日光市林 管理署615林班り小班と 民有林との林班界に至 り、同所から同林班界を 南進し同国有林615林班 ち小班とり小班との林班 界に至り、同所から同林 班界を西進し同国有林 228林班と615林班との林 班界に至り、同所から同 林班界を北西に進み同国 有林615林班と1128林班 との林班界に至り、同所 から同林班を南西に進み

キビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獣類としてニホンジカ、ニホンザル等多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型ほ乳類が生息している。

このため、当地域は鳥獣の生息の ため重要な区域であると認められる ことから、県指定鳥獣保護区の区域 を拡張し、存続期間を更新するもの である。

3 保護管理方針

- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じ設置を 行う。また、随時密猟防止のため の見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。

同国有林1127林班と1128 林班との林班界に至り、 同所から同林班界を南進 し日光市中宮祠と同市足 尾町との字界に至り、同 所から同字界を南西に進 み中禅寺湖スカイライン との交点に至り、同所か ら同道路を南西に進み国 有林日光森林管理署233 林班と265林班との林班 界の尾根に至り、同所か ら同尾根を南進し赤倉山 山頂に至り、同所から国 有林と民有林との境界を 南西に進み日光地区24林 班カ準林班16小班と24小 班との境界の尾根に至 り、同所から同尾根を西 進し足尾ダムに至り、同 所から日光市道足101001 号線を南進し日光市道足 122001号線との接点に至 り、同所から同市道を西 進し林道舟石線との接点 に至り、同所から同林道 を南西に進み舟石沢との 接点に至り、同沢を南進 し庚申川との合流点に至 り、同所から同河川を西 進し国有林日光森林管理 署253林班と254林班との 林班界に至り、同所から 同林班界を西進し栃木県 と群馬県との行政界に至 り、同所から同行政界を 北進し日光市湯元と同市 川俣との字界に至り、同 所から同字界を東進し国 有林と民有林との境界に 至り、同所から同境界を 南西に進みさらに北西に 進みさらに南進し野州原 林道に至り、同林道を西 進し日光二荒山神社中宮 祠から志津小屋に至る山 道に至り、同山道を南西 に進み日光地区59林班イ 準林班3A小班と2E小

班との境界に至り、同所 から同境界を南東に進み 日光地区59林班イ準林班 3 A小班と1 D小斑との 境界に至り、同所から同 境界を南東に進み日光地 区58林班ウ準林班4A小 班と2D小班との境界に 至り、同所から同境界を 南東に進み日光地区58林 班ウ準林班とイ準林班と の境界に至り、同所から 同境界を南西に進み日光 地区57林班イ準林班5A 小班と4E小班との境界 に至り、同所から同境界 を南進し日光地区57林班 イ準林班5A小班と3D 小班との境界に至り、同 所から同境界を南東に進 み日光地区57林班ア準林 班7A小班と6D小班と の境界に至り、同所から 同境界を南西に進み日光 地区56林班と57林班との 境界に至り、同境界を南 東に進み国有林と民有林 との境界に至り、同所か ら同境界を南東に進み一 般国道120号との接点に 至り、同国道を東進し起 点に至る線に囲まれた一 円の区域

2 面積 21,792ヘクタール

鹿沼岩山 鳥獣保護区

1 区域

鹿沼市下沢地内県道鹿 11月1日から令和 沼日光線と市道0009号線 との交点を起点とし、同 所から同市道を北東に進 み市道2217号線との交点 に至り、同所から同市道 を北進し市道2006号線と の交点に至り、同所から 同市道を東進し市道0009 号線との交点に至り、同 所から同市道を東進し市 道0308号線との交点に至 り、同所から同市道を南

令和 5 (2023) 年 15 (2033) 年10月 | 31日まで

- 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、鹿沼市東部の日光・足 尾山系から平地へ伸びる裾野に位置 し、スギ、ヒノキ等の針葉樹植林や コナラ等を主とした落葉広葉樹林な ど林相に富む地域である。このよう な自然環境を反映して、ニホンジ カ、ニホンカモシカ等の中型ほ乳類 やキビタキ、オオルリ等の森林性鳥 類が生息し、里地から平地の山林生 息系が見られる。

このため、当地域は鳥獣の生息に

東に進み市道1065号線と の交点に至り、同所から 同市道を南東に進み市道 1873号線との交点に至 り、同所から同市道を南 東に進み市道1041号線と の交点に至り、同所から 同市道を北東に進み県道 板荷玉田線との交点に至 り、同所から同県道を南 東に進み市道1039号線と の交点に至り、同所から 同市道を南東に進み市道 0013号線との交点に至 り、同所から同市道を南 東に進みさらに西進し東 武鉄道株式会社日光線と の交点に至り、同所から 同鉄道を南東に進み市道 0348号線との交点に至 り、同所から同市道を西 進し市道0002号線との交 点に至り、同所から同市 道を西進し県道上日向山 越線との交点に至り、同 所から同県道を北進し県 道鹿沼日光線との交点に 至り、同所から同県道を 北東に進み起点に至る線 に囲まれた一円の区域 2 面積

1,011ヘクタール

適しており、野生鳥獣の保護と生息 環境の保全を図るため、県指定鳥獣 保護区の区域を拡張し、存続期間を 更新するものである。

3 保護管理方針

- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じ設置を 行う。また、随時密猟防止のため の見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。

栃木県告示第387号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

鳥獣保護区の	鳥 獣 保 護 区 の	鳥獣保護区の	鳥獣保護区の保護に
名 称	区 域 及 び 面 積	存続期間	関 す る 指 針
羽 黒 山鳥 獣保護区	1 区域 宇都宮市中里町地内の 県道藤原宇都宮線と宇都 宮市道10010号線との交 点を起点とし、同所から 同市道を西進し県道小林 逆面線との交点に至り、 同所から同県道を北進し		1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は宇都宮市の北部に位置 し、針葉樹林、落葉広葉樹林など林 相の変化に富む地域である。このよ うな自然環境を反映してノスリ、シ ジュウカラなどを始め多様な鳥類が

宇都宮市道10002号線と の交点に至り、同所から 同市道を北東に進み宇都 宮市道13032号線との交 点に至り、同所から同市 道を南東に進み宇都宮市 道13007号線との交点に 至り、同所から同市道を 東進し県道藤原宇都宮線 との交点に至り、同所か ら同県道を南進し起点に 至る線に囲まれた一円の 区域

2 面積 700ヘクタール 生息している。

このため、当地域は、野生鳥獣の 生息地に適しており、野生鳥獣の保 護と生息環境の保全を図るため、県 指定鳥獣保護区の存続期間を更新す るものである。

- 3 保護管理方針
 - (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じて設置 を行う。また、随時密猟防止のた めの見回りを実施する。
 - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。

野 木 鳥獣保護区

1 区域

小山市間々田地内のⅠ R東北本線と県道明野 | 15 (2033) 年10月 間々田線との交点を起点 とし、同所から同県道を 南東に進み小山市道35号 線との交点に至り、同所 から同市道を南進し市道 3248号線に至り、同所か ら同市道を西進し県道東 野田古河線との交点に至 り、同所から同県道を南 西に進み野木町道南赤塚 10号線との交点に至り、 同所から同町道を西進し 町道南赤塚12号線との交 点に至り、同所から同町 道を北西に進み町道南赤 塚中谷2号線との交点に 至り、同所から同町道を 西進し町道中谷南赤塚5 号線との交点に至り、同 所から同町道を西進し町 道1幹線6号線との交点 に至り、同所から同町道 を北東に進み県道佐川野 友沼線との交点に至り、 同所から同県道を東進し 町道潤島12号線との交点 に至り、同所から同町道 を北進し町道区画街路62 号線との直線距離が最短 となる地点に至り、同所 から最短距離を通って町

令和 5 (2023) 年 11月1日から令和 31日まで

- 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
- 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、小山市の南部、野木町 の東部にまたがり、ラムサール条約 登録湿地である渡良瀬遊水地にも比 較的近い区域である。区域内には農 地が多く広がりコナラやシイ・カシ 類等から成る広葉樹林やスギ・ヒノ キ等から成る針葉樹林等多くの平地 林が成立している。

このような環境を反映して森林性 のものから水鳥まで多様な鳥類が生 息しており、ハヤブサ(絶滅危惧Ⅱ 類) やチュウサギ (準絶滅危惧種) の生息も確認されている。

また区域内には市街地や住宅地も 含まれ、市街地及びその近郊におけ る鳥獣の良好な生息地として、確保 する必要があると認められる。

今後とも身近な自然とのふれあい の場として活用するためにも、身近 な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護 区の存続期間を更新するものであ る。

- 3 保護管理方針
- (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じて設置 を行う。また、随時密猟防止のた めの見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。

道区画街路62号線に至 り、同所から同町道を北 西に進み野木町認定外道 路との交点に至り、同所 から同認定外道路を北進 し町道潤島64号線との交 点に至り、同所から同町 道を北進し町道2級幹線 10号線との交点に至り、 同所から同町道を北西に 進みIR東北本線との交 点に至り、同所から同鉄 道を北東に進み起点に至 る線に囲まれた一円の区 域

2 面積

1,510ヘクタール

崹 鳥獣保護区

1 区域

佐野市岩崎町地内の市 | 11月1日から令和 道6069号線と県道作原田 | 15(2033) 年10月 沼線との交点を起点と し、同所から同県道を南 進し市道6088号線との交 点に至り、同所から同市 道を北西に進み八幡宮参 道入口に至り、同所から 同参道を西進し八幡宮に 至り、同所から三床山山 頂(三角点334.9) へ向 かう稜線を西進し三床山 山頂に至り、同所から北 西に向かう稜線(岩崎町 境界)を進み、岩崎町、 梅園町及び長谷場町の境 界点に至り、同所から愛 宕山頂(三角点350.7) へ向かう稜線を東進し同 山頂に至り、同所から南 東に向かう稜線を進み市 道6069号線に至り、同所 から同市道を東進し起点 に至る線に囲まれた一円 の区域

2 面積 410ヘクタール

令和 5 (2023) 年 31日まで

- 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、佐野市中央部に位置 し、佐野市岩崎町の集落を囲む低山 区域である。区域内にはスギ、ヒノ キ、アカマツ等から成る針葉樹林、 コナラ、クヌギ、クリ等から成る広 葉樹林が形成されており、このよう な自然環境を反映して、森林性鳥類 としてオオルリやキビタキ等、獣類 としてアカギツネやツキノワグマ等 が生息している。また、栃木県版 レッドリストに掲載されているサシ バ (絶滅危惧Ⅱ類) やサンコウチョ ウ(準絶滅危惧)等の希少種の生息 も確認されているほか、国の特別天 然記念物に指定されているニホンカ モシカの生息も見られる。

このため、当地域は、森林性野生 鳥獣の生息地として適しており、野 生鳥獣の保護と生息環境の保全を図 るため、県指定鳥獣保護区の存続期 間を更新するものである。

- 3 保護管理方針
 - (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じて設置 を行う。また、随時密猟防止のた めの見回りを実施する。
 - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し

た上で許可するものとする。 1 区域 坂上小学校 令和 5 (2023) 年 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 鳥獣保護区 河内郡上三川町大字坂 | 11月1日から令和 身近な鳥獣生息地の保護区 上地内の上三川町道1-15 (2033) 年10月 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、上三川町の南部に残さ 16号線と県道宇都宮結城 31日まで 線との交点を起点とし、 れた樹林帯であり、メジロ、シジュ 同所から同県道を北進し ウカラを始めとする多様な鳥類が生 上三川町道5-030号線 息している。 との交点に至り、同所か 今後とも身近な自然とふれあいの ら同町道を東進し上三川 場として活用するためにも、身近な 町道2-20号線との交点 鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区 に至り、同所から同町道 の存続期間を更新するものである。 を南進し上三川町道5-3 保護管理方針 016 号線との交点に至 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに り、同所から同町道を東 制札の点検及び必要に応じて設置 を行う。また、随時密猟防止のた 進し江川右岸(三ッ家 橋) に至り、同所から同 めの見回りを実施する。 河川右岸を南進し上三川 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 町道1-16号線との交点 場合には、被害の状況、講じられ (三本木橋) に至り、同 ている防除対策等を十分に審査し 所から同町道を西進し起 た上で許可するものとする。 点に至る線に囲まれた一 円の区域 2 面積 32ヘクタール 城 1 区域 令和 5 (2023) 年 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 鳥獣保護区 那珂川町富山地内の一 11月1日から令和 身近な鳥獣生息地の保護区 級河川那珂川左岸と一級 | 15(2033) 年10月 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 河川富山川右岸との交点 31日まで 野生鳥獣の保護繁殖と生息環境の を起点とし、同所から那 保全を図るため、県指定鳥獣保護区 珂川左岸を北進し農道に の存続期間を更新するものである。 至り、同所から同農道を 3 保護管理方針 東進し主要地方道那須・ (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 黒羽・茂木線と林道城間 制札の点検及び必要に応じて設置 線との交点に至り、同所 を行う。また、随時密猟防止のた から同林道を東進し松林 めの見回りを実施する。 寺参道との交点に至り、 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 同所から同参道を南東に 場合には、被害の状況、講じられ 進み松林寺に至り、同所 ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。 から通称中窪沢を南進し 愛宕山山頂に至り、同所 から二荒山神社に向かう 尾根を南西に進み二荒山 神社に至り、同所から那 珂川町大字富山字船渡に 達する山道を南進し一級 河川富山川右岸に至り、 同所から一級河川富山川 右岸を西進し起点に至る

線に囲まれた一円の区域 2 面積 45ヘクタール 那珂川町青少年 1 区域 令和 5 (2023) 年 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 那珂川町小砂地内の町 | 11月1日から令和 身近な鳥獣生息地の保護区 旅行 村 鳥獣保護区 道小砂矢倉線と一般県道 | 15(2033) 年10月 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 小砂・小口線との交点を | 31日まで 当地域は、一級河川那珂川の左岸 起点とし、同所から同県 丘陵地に広がる八溝県立自然公園の 南東に位置しており、とちぎの景勝 道を南進し南平台入口私 道との交点に至り、同所 100選に選定された景勝地である。 から私道を南平台方面に 「那珂川町青少年旅行村」は、那 南進しさらに北進し町道 珂川グリーンヒルの運営する屋外活 動施設であり、コナラ・クヌギ・ア 南平広瀬線との交点に至 り、同所から同町道を北 カマツを中心とした自然林に囲まれ 進し一般県道小口・黒羽 野生鳥獣の生息地に適しているた 線との交点に至り、同県 め、野生鳥獣の保護と生息環境の保 道を北進し町道小砂矢倉 全を図るため、県指定鳥獣保護区の 線との交点に至り、同所 存続期間を更新するものである。 から同町道を南東に進み 3 保護管理方針 起点に至る線に囲まれた (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じて設置 一円の区域 2 面積 を行う。また、随時密猟防止のた 210ヘクタール めの見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。 斗 光 ヶ 丘 1 区域 令和 5 (2023) 年 1 県指定鳥獣保護区の指定区分 鳥獣保護区 塩谷郡塩谷町大字大宮 | 11月1日から令和 身近な鳥獣生息地の保護区 地内町道大宮佐貫線と町 15 (2033) 年10月 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、塩谷町大宮地区中心 道風見泉線との交点を起 31日まで 点とし、同所から町道風 部より西側にある田園地帯であり、 見泉線を約140メートル サシバやアカゲラ、シロハラを始め 北進し地類界との交点に とする多様な鳥類が生息している。 至り、同所から同地類界 今後とも身近な自然とのふれあい を約560メートル北進し の場として活用するためにも、身近 農道との交点に至り、同 な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護 所から同農道を約40メー 区の存続期間を更新するものであ トル東進し用水路との交 る。 点に至り、同所から同用 3 保護管理方針 水路を南進し地類界との (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 交点に至り、同所から同 制札の点検及び必要に応じて設置 を行う。また、随時密猟防止のた 地類界を約600メートル 南進し用水路との交点に めの見回りを実施する。 至り、同所から同用水路 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった を東進しさらに大宮小学 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し 校西側の用水路を約110 メートル南進しおおみや た上で許可するものとする。 保育所に通じる車道に至

(,,,,	, I- IH 0 (2020)	110/1111 32.121 1/3	1. W A W	>10 TO 3
		り、同所から保育所の 同所から保育所の 同所がみや保育・ 同所がみでを に で り、 し に で り、 の の の の の の し の し の し の し の し の し の し		
	那 パ 鳥 獣 保 護 ソ ク 区	1 区域 大田原市湯津上2664番 地 2 号外 49 筆 の那須スポーツパークの敷地全域 2 面積 47ヘクタール	令和5(2023)年 11月1日から令和 15(2033)年10月 31日まで	1 県指定区の 保保護区の 2 県土地域にののの中ののの中ののの中ののののののののののののののののののののののののの
	芦野·遊行柳 鳥 獣 保 護 区	1 区域 那須郡那須町大字芦野 地内主要地方道大子・那 須線と町道横町〜西坂線 との交点を起点とし、同 所から同町道を南進し町 道横町〜大平線との交点	令和5 (2023) 年 11月1日から令和 15 (2033) 年10月 31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須町大字芦野地区に 位置し、東側に「芦野緑地環境保全 地域」を含み、芭蕉の句で有名な遊 行柳が隣接している。

に至り、同所から町道横 町~大平線を北西に進み 旧那須町立芦野小学校敷 地西側境界との交点に至 り、同所から同境界を北 東に進み、主要地方道大 子・那須線との交点に至 り、同所から同県道を南 東に進み農道との交点に 至り、同所から同農道を 北進し町道白井~小山線 との交点に至り、同所か ら同町道を北進し認定外 水路左岸との交点に至 り、同所から同水路左岸 を北東に進み町道峯岸~ 吉野目線との交点に至 り、同所から同町道を南 東に進み令和2年度樹立 (令和3年度変更) 那珂 川地域森林計画区芦野 · 伊王野地区第21林班東側 境界(地類境)との接点 に至り、同所から同東側 境界を南西に進み主要地 方道大子・那須線との交 点に至り、同所から同県 道を南西に進み起点に至 る線に囲まれた一円の区 域及び同区域内温泉神社 から遊行柳を経て、町道 小山~峯岸線との交点に 至る参道の区域 2 面積 32ヘクタール

区域の南西端に旧那須町立芦野小 学校が位置する。

区域内の林況は、大部分がスギ、 ヒノキ等の造林地であるが、一部ア カマツが点在し、また、クヌギ・コ ナラ等の広葉樹林もあり、野生鳥獣 の良好な生息環境を形成している。

このように、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、 県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。

- 3 保護管理方針
 - (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検及び必要に応じて設置 を行う。また、随時密猟防止のた めの見回りを実施する。
 - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。

栃木県告示第388号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。 令和5 (2023)年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

特別保護地区の	特別保護地区の	特別保護地区の	特別保護地区の保護に
名 称	区域及び面積	存 続 期 間	関 す る 指 針
切込刈込湖特別保護地区	1 区域 国有林日光森林 管理署1092林班ロ 2小班、1097林班 ろ、は、に1、に 2、ほ、へ、と、 り、イ1、イ2、	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区 2 県指定特別保護地区の指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 林帯等この地域を代表する森林植生が含まれ

湯

口小班、1098林班 い~は、イ1~口 小班の一円の区域

2 面積 552ヘクタール

る地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。ま た、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域 に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地 域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、当区域は 切込湖刈込湖を含み、オオシラビソ、コメツ ガ等を中心とした天然林等の多様な自然が多 く残されていることから、ニホンカモシカな どの大型獣類や、ウグイス、センダイムシク イなどの森林性鳥類が数多く生息し、多様な 鳥獣が生息するための中核的な区域となって いる。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の 中でも特に保護を図る必要がある区域である と認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図 るものである。

- 3 保護管理方針
 - (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の 点検及び必要に応じ設置を行う。また、随 時密猟防止のための見回りを実施する。
 - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合に は、被害の状況、講じられている防除対策 等を十分に審査した上で許可するものとす る。

1 湖 特別保護地区 1 区域 国有林日光森林 管理署1065林班は 1、は2、に、ほ 年10月31日まで 小班の一円の区域

2 面積 72ヘクタール

令和 5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033)

- 1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区
- 2 県指定特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 林帯等この地域を代表する森林植生が含まれ る地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。ま た、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域 に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地 域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、湯ノ湖地 域は、湯ノ湖とその周辺のシラビソ、コメツ ガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残 されていることから、マガモ、キンクロハジ 口などの水鳥類や、コマドリ、コルリなどの 森林性の鳥類が数多く生息しており、多様な 鳥獣が生息するための中核的な区域となって

いる。 このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の 中でも特に保護を図る必要がある区域である と認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図 るものである。 3 保護管理方針 (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の 点検及び必要に応じ設置を行う。また、随 時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合に は、被害の状況、講じられている防除対策 等を十分に審査した上で許可するものとす 前 白 1 区域 令和 5 (2023) 1 県指定特別保護地区の指定区分 特別保護地区 国有林日光森林 年11月1日から 大規模生息地の特別保護地区 管理署1041林班、 令和15(2033) 2 県指定特別保護地区の指定目的 1042林班、1043林 年10月31日まで 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 班、1091 林班い 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 1、い2、ろ、 は、ロ1、ロ2小 林帯等この地域を代表する森林植生が含まれ 班の一円の区域 る地域である。このような自然環境を反映し 2 面積 て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ 817ヘクタール マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。ま た、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域 に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地 域である。 特に、当該鳥獣保護区の中でも、前白根の 区域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然 林等の多様な自然が多く残されていることか ら、コマドリ、コルリなどの森林性の鳥類が 数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための 中核的な区域となっている。 このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の 中でも特に保護を図る必要がある区域である と認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図 るものである。 3 保護管理方針 (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の 点検及び必要に応じ設置を行う。また、随 時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合に は、被害の状況、講じられている防除対策 等を十分に審査した上で許可するものとす る。

戦場ヶ原 特別保護地区

1 区域

国有林日光森林 管理署1052林班 ほ、イ小班、1054 林班、1061林班イ 小班、1102林班る 2、か、=2 小 班、1103林班イ、 ハ2、ハ4小班の 一円の区域

2 面積 331ヘクタール

令和 5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで

- 1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区
- 2 県指定特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 林帯等この地域を代表する森林植生が含まれ る地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。ま た、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域 に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地 域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、戦場ヶ原 の区域は、戦場ヶ原・小田代原湿原を中心と し、地形は高層湿原、河川、森林と変化に富 んでいる。マガモなどの水鳥類、クマタカ、 イヌワシ等の猛禽類、コマドリ、コルリ等の 森林性の鳥類が数多く生息し猛禽類や大型哺 乳類を含む多様な鳥類が生息するための中核 的な区域となっている。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の 中でも特に保護を図る必要がある区域である と認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図 るものである。

- 3 保護管理方針
 - (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の 点検及び必要に応じ設置を行う。また、随 時密猟防止のための見回りを実施する。
 - (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合に は、被害の状況、講じられている防除対策 等を十分に審査した上で許可するものとす

特別保護地区

1 区域

国有林日光森林 管理署1001林班、 1002林班い小班、 1012林班い小班、 1013林班い1、い 2小班の一円の区 域

2 面積 107ヘクタール

令和 5 (2023) 年11月1日から 令和15(2033) 年10月31日まで

- 1 県指定特別保護地区の指定区分 大規模生息地の特別保護地区
- 2 県指定特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 林帯等この地域を代表する森林植生が含まれ る地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。ま た、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域

に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地 域である。 特に、当該鳥獣保護区の中でも、西ノ湖の 区域は、西ノ湖を中心とし周囲はシラビソ、 コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が 多く残されていることから、マガモ、キンク ロハジロ等の水鳥類、アカゲラ、コマドリ等 の森林性の鳥獣が数多く生息し、ツキノワグ マが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含 む多様な鳥類が生息するための中核的な区域 となっている。 このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の 中でも特に保護を図る必要がある区域である と認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図 るものである。 3 保護管理方針 (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の 点検及び必要に応じ設置を行う。また、随 時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合に は、被害の状況、講じられている防除対策 等を十分に審査した上で許可するものとす 1 区域 令和 5 (2023) 1 県指定特別保護地区の指定区分 禅 寺 特別保護地区 国有林日光森林 年11月1日から 大規模生息地の特別保護地区 管理署1115林班、 令和15 (2033) 2 県指定特別保護地区の指定目的 1116林班は小班、 年10月31日まで 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 1117林班、1118林 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ 班、1119 林班、 ての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 1120林班、1121林 林帯等この地域を代表する森林植生が含まれ 班、1122林班ほ、 る地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ へ、と小班の一円 の区域 マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン 2 面積 ザルなど多様な鳥獣類が生息している。ま 689ヘクタール た、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域 に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地 域である。 特に、当該鳥獣保護区の中でも、中禅寺湖 南側の区域は、コメツガ、ブナ、ミズナラ等 からなる天然林等の多様な自然が多く残され ていることから、クマタカやツキノワグマが 採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多 様な鳥獣が生息するための中核的な区域と なっている。 このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の 中でも特に保護を図る必要がある区域である

と認められることから、鳥獣の保護及び管理

並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図 るものである。 3 保護管理方針 (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の 点検及び必要に応じ設置を行う。また、随 時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合に は、被害の状況、講じられている防除対策 等を十分に審査した上で許可するものとす 1 区域 令和 5 (2023) 1 県指定特別保護地区の指定区分 申 Ш 国有林日光森 年11月1日から 特別保護地区 大規模生息地の特別保護地区 林管理署255林班 令和15 (2033) 2 県指定特別保護地区の指定目的 ほ小班、256林班 年10月31日まで 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体 は小班、263林班 山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけ ての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹 よ、た、れ、そ 1、そ2、そ3、 林帯等この地域を代表する森林植生が含まれ つ、ハ3小班、及 る地域である。このような自然環境を反映し て森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤ び日光市足尾町木 ノ面5494番地の一 マガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホン ザルなど多様な鳥獣類が生息している。ま 円の区域 た、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域 2 面積 870ヘクタール に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地 域である。 特に、当該鳥獣保護区の中でも、庚申山周 辺区域では、シラビソ、コメツガ、ブナを中 心とした天然林等、多様な自然が多く残され ていることから、ニホンカモシカ、ツキノワ グマ等の獣類や、クマタカ、ノスリ等の猛禽 類が採食、繁殖を行う等、猛禽類や大型哺乳 類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的 な区域となっている。 このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の 中でも特に保護を図る必要がある区域である と認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地 域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図 るものである。 3 保護管理方針 (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の 点検及び必要に応じ設置を行う。また、随 時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合に は、被害の状況、講じられている防除対策 等を十分に審査した上で許可するものとす る。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

	物个条和争 惟 田 畠 一
特定猟具使用	は、よ、***、日、11、日、12、日、13、日、15年度猟具使用 鳥獣の捕獲等
禁止区域	特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域 の 世 止 区域の の禁止に係る
の名称	区 域 及 び 面 積 赤 正 区 気 ひ の 赤 正 に ぼる
芳 賀 · 市	1 区域 令和 5 (2023) 銃 器
貝・益子	芳賀郡市貝町大字多田羅地内県道黒田市塙真岡 年11月1日から
特 定 猟 具	線と市貝町と益子町との行政界との交点を起点と 令和15(2033)
使用禁止区域	し、同所から同行政界を南西に進み県道塙芳賀線 年10月31日まで
	との交点に至り、同所から同県道を南進し一般国
	道123号との交点に至り、同所から同一般国道を
	東進し通称星の宮用水路(1号用水路)との交点
	に至り、同所から同用水路を南進し通称塙用水路
	(2号用水路)との合流点に至り、同所から同用
	水路を南進し益子町道北中星の宮線との交点に至
	り、同所から同町道を西進し真岡市と益子町との
	行政界に至り、同所から同行政界を北進し真岡市
	と市貝町と益子町との行政界に至り、同所から市
	貝町と益子町との行政界を北進し一般国道123号
	との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進
	み市貝町道掘込線との交点に至り、同所から同町
	道を西進し県道真岡那須烏山線との交点に至り、
	同所から同県道を北進し市貝町道上大羽中央線と
	の交点に至り、同所から同町道を北進し芳賀町道
	1019号線との交点に至り、同町道を南東に進み市
	ノ堀用水路との交点に至り、同所から同用水路を
	北進し県道真岡那須烏山線との交点に至り、同所
	から同県道を北東に進み芳賀町道1064号線との交
	点に至り、同所から同町道を東進し芳賀町道0107
	号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県
	道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を
	東進し市貝町道市塙椎谷線との交点に至り、同所
	から同町道を南進し県道黒田市塙真岡線との交点
	に至り、同所から同県道を北東に進み市貝町道前
	之内村上線との交点に至り、同所から同町道を北
	東に進み市貝町道市塙田野辺線との交点に至り、
	同所から同町道を北東に進み市貝町道西之内線と
	の交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道
	芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を西
	進し県道黒田市塙真岡線との交点に至り、同所か
	ら同県道を北進し市貝町道杉山宿西之内線との交
	点に至り、同所から同町道を南東に進み県道芳賀
	茂木線との交点に至り、同所から同県道を南東に
	進んだあと北東に進み市貝町道3036号線との交点
	に至り、同所から同町道を東進し市貝町と茂木町
	との行政界に至り、同所から同行政界を南進し市
I	

貝町道2011号線との交点に至り、同所から同町道 を南西に進み市貝町道3055号線との交点に至り、 同所から同町道を北進し市貝町道3043号線との交 点に至り、同所から同町道を北進し市貝町道3054 号線との交点に至り、同所から同町道を西進し市 貝町道1006号線との交点に至り、同所から同町道 を南進し県道宇都宮茂木線との交点を経て市貝町 道3059号線との交点に至り、同所から同町道を南 西に進み市貝町道3079号線との交点に至り、同所 から同町道を南西に進み真岡鉄道との交点に至 り、同所から同鉄道を南西に進み市貝町道2014号 線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み ゴルフ場敷地界との交点に至り、同所から同敷地 界に沿って北東に進んだ後南東に進み市貝町道 1011号線との交点に至り、同所から同町道を東進 しゴルフ場敷地界との交点に至り、同所から同敷 地界に沿って南西に進んだ後北西に進みさらに南 西に進み益子町道0323号線に至り、同所から同町 道を東進しゴルフ場敷地界との交点に至り、同所 から同敷地界に沿って南進しさらに南西に進み益 子町道0016号線との交点に至り、同所から同町道 を南進し益子町道西坪北側線との交点に至り、同 所から同町道を東進し一般国道123号との交点に 至り、同所から同一般国道を西進し益子町道0017 号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進 み益子町道0002号線との交点に至り、同所から同 町道を東進したあと北進し益子町道0012号線との 交点に至り、同所から同町道を東進し益子町道大 平北中線との交点に至り、同所から同町道を北進 し益子町道0012号線との交点に至り、同所から同 町道を東進し益子町と茂木町との行政界に至り、 同所から同行政界を南西に進みゴルフ場敷地界に 至り、同所から同敷地界に沿って南進しさらに南 東に進み益子町道0123号線との交点に至り、同所 から同町道を南西に進みそのあと西進し益子町 道0014号線との交点に至り、同所から同町道を北 西に進み益子町道0002号線の交点に至り、同所か ら同町道を西進し県道宇都宮笠間線との交点に至 り、同所から同県道を南東に進み益子町道0028号 線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道 下大羽益子線との交点に至り、同所から同県道を 西進し県道つくば益子線との交点に至り、同所か ら同県道を西進し益子町道0190号線との交点に至 り、同所から同町道を西進し一般国道121号との 交点に至り、同所から同一般国道を北進し一般国 道294号との交点に至り、同所から同一般国道を 東進さらに北進し益子町道角の川青田線との交点 に至り、同所から同町道を北東に進み一般国道 123号との交点に至り、同所から同一般国道を北 西に進み県道宇都宮笠間線との交点に至り、同所

	から同県道を東進し県道黒田市塙真岡線との交点 に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に 囲まれた一円の区域 2 面積 4,472ヘクタール			
給 部 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 芳賀郡芳賀町大字給部地内県道宇都宮向田線と 町道1003号線との交点を起点とし、同所から同町 道を北進し町道1002号線との交点に至り、同所から同町道に沿って北東に進みさらに南東に進み、 さらに南西に進み県道宇都宮向田線との交点に至 り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲 まれた一円の区域 2 面積 65ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	器
芳賀上与能特定 猟 具使用禁止区域	1 区域 芳賀郡芳賀町上与能地内町道2057号線と町道 0109号線との交点を起点とし、同所から町道0109 号線を東進し町道0221号線との交点に至り、同所 から同町道を南進し町道2067号線との交点に至 り、同所から同町道を西進し町道2057号線との交 点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線 に囲まれた一円の区域 2 面積 20ヘクタール	令和15(2033)	銃	监
芳賀城興寺 特定 猟 具使用禁止区域	1 区域 芳賀郡芳賀町大字下延生地内町道0109号線と町 道2024号線との交点を起点とし、同所から町道 2024号線を南進し県道市塙北長島線との交点に至 り、同所から同県道を西進し五行川との交点に至 り、同所から同河川を北進し町道0109号線との交 点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線 に囲まれた一円の区域 2 面積 68ヘクタール	令和15(2033)	銃	器
エースゴルフ 倶楽 部 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字町田地内一般国道294号と町 道菖蒲烏生田線との交点を起点とし、同所から同 一般国道を北進し町道黒田生井線との交点に至 り、同所から同町道を東進し町道竹原生井線に至 り、同所から同町道を南進し町道菖蒲烏生田線と の交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点 に至る線に囲まれた一円の区域 (※エースゴルフ倶楽部茂木コースは平成30年12 月に閉鎖しています。) 2 面積 305ヘクタール		銃	器
U D	1 区域	令和 5 (2023)	銃	器

 			,, ,	
トラックス (株) 茂木 試 験 場 特 定 猟 具 使用禁止区域	芳賀郡茂木町大字鮎田555番地のUDトラックス(株)茂木試験場の敷地全域 2 面積 125ヘクタール	年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで		
希望ケ丘カントリークラブ特定猟具使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字深沢1120番地他115筆の希望ヶ丘カントリークラブゴルフ場の敷地全域 2 面積 115ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	器
芳 賀 定 猟 厚 瀬 厚 瀬 厚 瀬 区域	1 区域 芳賀郡芳賀町大字給部地内芳賀町道0228号線と塩谷郡高根沢町と芳賀郡芳賀町との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界に沿って東進し芳賀郡市貝町と芳賀郡芳賀町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進し県道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同明道を西進し町道1052号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道1227号線との交点に至り、同所から同農道を北進し町道1237号線との交点に至り、同所から同農道を北進し町道1215号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道1044号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道1224号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道0228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道0228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道の228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道の228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道0228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道0228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道の228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道0228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道0228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道0228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道の228号線との交点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	PG
木 幡 地 区特 定 猟 具使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字木幡地内県道飯茂木線と町道神井木幡線との交点を起点とし、同所から同町道を東進し町道木幡前久保線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道前久保福手線との交点に至り、同所から同野地界との交点に至り、同所から同敷地界を南東に進んだ後南進し西進し、さらに北西に進み県道飯茂木線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 134ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	克 克
菅 又 調 整 池 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字坂井地内一般国道294号と菅 又調整池管理道路との交点を起点とし、同所から 同管理道路を南西に進み、さらに北西に進み林道 赤堂線との交点に至り、同所から同林道を東進し	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	器

一般国道294号との交点に至り、同所から同一般 国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 32ヘクタール 1 区域 器 鹿沼中央 令和 5 (2023) 銃 特定猟具 鹿沼市玉田町地内県道板荷玉田線と市道1039号 年11月1日から 使用禁止区域 線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に 令和15 (2033) 進み県道鹿沼環状線との交点に至り、同所から同 年10月31日まで 県道を東進し市道0001号線との交点に至り、同所 から同市道を北東に進み市道0027号線との交点に 至り、同所から同市道を北進し鹿沼市と宇都宮市 との行政界に至り、同所から同行政界を北進し東 進した後南進しさらに西進し市道0028号線との交 点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国 道293号との交点に至り、同所から同一般国道を 南西に進み県道鹿沼環状線との交点に至り、同所 から同県道を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社 日光線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に 進み県道宇都宮楡木線との交点に至り、同所から 同県道を南西に進み市道0006号線との交点に至 り、同所から同市道を南進し市道0029号線との交 点に至り、同所から同市道を西進し市道7049号線 との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさ らに南西に進み一般国道121号との交点に至り、 同所から同一般国道を北西に進み市道0029号線と の交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道 121号との交点に至り、同所から同一般国道を北 西に進み市道0022号線との交点に至り、同所から 同市道を西進し市道0350号線との交点に至り、同 所から同市道を北進し農道との交点に至り、同所 から同農道を西進し県道鹿沼環状線との交点に至 り、同所から同県道を南西に進み市道7007号線と の交点に至り、同所から同市道を南進し市道7102 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市 道0329号線との交点に至り、同所から同市道を西 進し市道7103号線との交点に至り、同所から同市 道を北西に進み市道7345号線との交点に至り、同 所から同市道を北進し県道鹿沼環状線との交点に 至り、同所から同県道を西進し黒川との交点に至 り、同所から同河川右岸を南進し市道0003号線と の交点に至り、同所から同市道を西進し一般国 道293号との交点に至り、同所から同一般国道を 南進し市道0301号線との交点に至り、同所から同 市道を東進し北進しさらに東進し市道0024号線と の交点に至り、同所から同市道を南進し県道宇都 宮楡木線との交点に至り、同所から同県道を東進 し市道0004号線との交点に至り、同所から同市道 を東進し市道7069号線との交点に至り、同所から 同市道を南進し市道7066号線との交点に至り、同

所から同市道を東進し市道7405号線との交点に至 り、同所から同市道を南進し県道羽生田鶴田線と の交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道 7299号線との交点に至り、同所から同市道を西進 し市道7066号線との交点に至り、同所から同市道 を南進し市道7969号線との交点に至り、同所から 同市道を北西に200メートル進み壬生町羽生田地 内富士山古墳に通じる農道との交点に至り、同所 から同農道を西進し南進し西進しさらに北進し市 道9214号線との交点に至り、同所から同市道を北 東に進み市道9215号線との交点に至り、同所から 同市道を北進し市道0025号線との交点に至り、同 所から同市道を西進し市道9023号線との交点に至 り、同所から同市道を北進し県道宇都宮楡木線と の交点に至り、同所から同県道を西進し市道9033 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市 道9222号線との交点に至り、同所から同市道を南 進し一般国道352号との交点に至り、同所から同 一般国道を南進し市道0359号線との交点に至り、 同所から同市道を西進し一般国道293号との交点 に至り、同所から同一般国道を北進し県道深程楡 木線との交点に至り、同所から同県道を西進し市 道キ015号線との交点に至り、同所から同市道を 北進し市道キ747号線との交点に至り、同所から 同市道を北進し鹿沼72カントリークラブの敷地界 との交点に至り、同所から同敷地界を北西に進み 市道M062号線との交点に至り、同所から同市道 を南西に進み市道0201号線との交点に至り、同所 から同市道を南進し県道深程楡木線との交点に至 り、同所から同県道を西進し県道上久我都賀栃木 線との交点に至り、同所から同県道を北進し大芦 川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北 進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同 県道を東進し県道上日向山越線との交点に至り、 同所から同県道を北進し市道2029号線との交点に 至り、同所から同市道を西進し大芦川との交点に 至り、同所から同河川右岸を南進し市道0320号線 との交点に至り、同所から同市道を南進し県道鹿 沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を西進 し市道8055号線との交点に至り、同所から同市道 を南進し市道8044号線との交点に至り、同所から 同市道を西進し県道上久我都賀栃木線との交点に 至り、同所から同県道を北進し県道鹿沼足尾線と の交点に至り、同所から同県道を西進し県道草久 粟野線との交点に至り、同所から同県道を北西に 進み県道鹿沼粟野線との交点に至り、同所から 同県道を北東に進み市道ア007号線との交点に至 り、同所から同市道を北西に進み林道松木沢線と の交点に至り、同所から同林道を北進し作業道と の交点に至り、同所から同作業道を北進し渡良瀬 川森林計画区鹿沼市粟野地区61林班イ準林班とウ 準林班の準林班界に至り、同所から同準林班界を 北進し上南摩町と栗野町との町の境界に至り、同 所から同境界を南東に進み県道鹿沼粟野線との交 点に至り、同所から同県道を北東に進み県道上久 我都賀栃木線との交点に至り、同所から同県道を 東進し県道鹿沼粟野線との交点に至り、同所から 同県道を北東に進み市道0352号線との交点に至 り、同所から同市道を北進し市道2074号線との交 点に至り、同所から同市道を北進し県道鹿沼日光 線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道 上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を 南進し市道0002号線との交点に至り、同所から同 市道を東進し市道0348号線との交点に至り、同所 から同市道を東進し東武鉄道株式会社日光線との 交点に至り、同所から同鉄道を北進し市道0013号 線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み さらに北進し市道1039号線との交点に至り、同所 から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円 の区域(ただし、御殿山鳥獣保護区の区域を除 く。)

2 面積

6,032ヘクタール

栗 野 深 程 特 定 猟 具 使用禁止区域

1 区域

鹿沼市深程地内市道0005号線と県道栃木栗野線 との交点を起点とし、同所から同県道を南進し渡 良瀬川森林計画鹿沼市清洲地区2林班ウ準林班と 工準林班界との交点に至り、同所から同準林班界 を北西に進み鷹ゴルフ倶楽部敷地界との交点に至 り、同所から同敷地界を西進し、林道深程線との 交点に至り、同所から同林道を西進し清洲地区6 林班イ準林班とウ準林班の交点に至り、同所から 同準林班界を北進し八洲カントリー倶楽部敷地界 との交点に至り、同所から同敷地界を北進し市道 キ238号との交点に至り、同所から同市道を北進 し市道0103号との交点に至り、同所から同市道北 西に進み、さらに西進し市道0210号との交点に至 り、同所から同市道を北進し思川との交点に至 り、同所から同河川左岸を南西に進み市道ア028 号との交点に至り、同所から同市道を北進し県道 鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を東 進し鹿沼市久野と西沢町との字界に至り、同所か ら同字界を南東に進み市道キ253号線との交点に 至り、同所から同市道を南東に進み市道8081号線 との交点に至り、同所から同市道を東進し市道 0005号線との交点に至り、同所から同市道を南西 に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 面積

642ヘクタール

令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで

器

銃

ト	1 区域 鹿沼市深程地内県道栃木栗野線と市道キ025号線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み宇都宮西中核工業団地境界との交点に至り、同所から同境界を北進しさらに東進し思川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を東進し栃木市西方町本城地内東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し赤津川との交点(脇谷橋)に至り、同所から同河川左岸を北西に進み県道栃木栗野線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 678ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	器
大倉カントリーク ラ ブ 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 栃木市西方町真名子地内市道1009号線と栃木市 西方町と栃木市都賀町との行政界との交点を起点 とし、同所から同市道を北東に進みさらに東進し 栃木市立真名子小学校敷地界との交点に至り、同 所から同敷地界を南進しさらに東進し市道51016 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃 木市西方町と栃木市都賀町との行政界に至り、同 所から同行政界を西進しさらに北西に進み起点に 至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 192ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	光館
日 特 定 猟 区域 市 具域	1 区域 日光市所野地内の県道栗山日光線と県道日光今市線との交点を起点とし、同所から県道日光今市線を北西に進み稲荷川との交点(稲荷川橋)に至り、同所から稲荷川右岸を北西に進み平成30年度樹立(令和3年度変更)鬼怒川森林計画日光地区33林班イ準林班と33林班ウ準林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し33林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し34林班との林班界に至り、同所から33林班工準林班との林班界を南進し33林班工準林班5林小班との林班界を南進し33林班工準林班5林小班と7林小班との林班界を南進し33林班工準林班3林小班との林班界を南進し33林班工準林班3林小班と7林小班との林班界を南進し外山山頂(880m)に至り、同所から東側尾根つたいに東進し赤沢堰堤に至り、同所から東側尾根つたいに東進し赤沢堰堤に至り、同所から赤沢を北進し33林班と35林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み日光市道日33002号線との接点に至り、同所から同村近を東進し県道栗山日光線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道栗山日光線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道栗山日光線との接点に至り、同所から同県道を南進し市道日13026号線との接点		銃	昭

に至り、同所から同市道を南東に進み江戸川との 交点に至り、同所から同河川を東進し所野第2団 地から所野第2発電所へ向かう通路との交点に至 り、同所から同通路を東進し、さらに南進し県道 日光今市線との交点に至り、同所から同県道を東 進し日光市道今33026号線との接点に至り、同所 から同市道を東進し日光市道今33033号線との交 点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道 121号(旧道)との交点に至り、同所から同国道 を北東に進み日光市道今35062号線との交点に至 り、同所から同市道を東進し日光市道今35059号 線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般 国道121号との交点に至り、同所から同国道を南 進し日光市道今2067号線との交点に至り、同所 から同市道を南進し一般国道461号との交点に至 り、同所から同国道を東進し日光市道今35137号 線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み 日光市道今35136号線との接点に至り、同所から 同市道を東進し日光市道今35143号線との交点に 至り、同所から同市道を東進し日光市道今35142 号線との接点に至り、同所から同市道を東進し日 光市道今2064号線との交点に至り、同所から同市 道を南進し県道大桑大沢線との交点に至り、同所 から同県道を南進し大谷川との交点に至り、同所 から同河川右岸を西進し日光市道今1012号線との 交点に至り、同所から同市道を南進し県道今市氏 家線との交点に至り、同所から同県道を西進し日 光市道今1010号線との交点に至り、同所から同市 道を南進し一般国道199号との交点に至り、同所 から同国道を東進し日光市道今1013号線との交点 に至り、同所から同市道を南進し日光市道今1009 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進 み東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所 から同線を南進し田川との交点に至り、同所から 同河川を北西に進み日光市道今2030号線との交点 に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮今市 線との接点に至り、同所から同県道を南進し、さ らに西進し行川との交点に至り、同所から同河川 を西進し日光市和泉と同市平ヶ崎との境界に至 り、同所から同境界を北進し日光宇都宮道路との 交点に至り、同所から同道路を北西に進み日光市 道日34106号線との交点に至り、同所から同市道 を南進し日光市道日34108号線との接点に至り、 同所から同市道を西進し日光市道日34244号線と の接点に至り、同所から同市道を西進し県道鹿沼 日光線との交点に至り、同所から同県道を北西に 進み一般国道119号との交点に至り、同所から同 国道を西進し県道栗山日光線との交点に至り、同 県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積

氏特 使

	所から鬼怒川左岸と並行するさくら市道U1306号との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道U1451号との交点に至り、同所から同市道を北進し草川用水との交点に至り、同所から同市道を東進し市道U1441号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道U1438号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線との交点に至り、同所から同財道を北進し市の堀用水との交点に至り、同所から同用水右岸を東進し市道U1220号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道1-20号との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域(ただし、さくら南小学校鳥獣保護区、勝山城跡公園鳥獣保護区を除く。) 2 面積 3,277ヘクタール			
鷲宿・大リー の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の	1 区域 さくら市鷲宿地内県道大田原氏家線と市道K 1003号との交点を起点とし、同所から同県道を北 東に進み市道K3254との交点に至り、同所から同 市道を東進し農道との交点に至り、同所から同農 道を南東に進み市道K1004号との交点に至り、同 所から同市道を西進し市道K1003号との交点に至 り、同所から同市道を南東に進み市道K1005号と の交点に至り、同所から同市道を南西に進み内川 右岸堤防に至り、同所から同右岸堤防を北西に進 み市道K3159号との交点に至り、同所から同市道 を北東に進み市道K1002号との交点に至り、同所 から同市道を南東に進み県道大田原氏家線との交 点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至 る線に囲まれた一円の区域 2 面積 314ヘクタール	令和15(2033)		以在
塩 谷 泉特 定 猟 具使用禁止区域	1 区域 塩谷郡塩谷町大字泉地内塩谷町道原荻野目泉前 田線と塩谷町道芦場大宮線との交点を起点とし、 同所から塩谷町道芦場大宮線を北西に進み塩谷町 道田所飯岡線との交点に至り、同所から同町道を 東進し塩谷町道原荻野目泉前田線との交点に至 り、同所から同町道を南進し起点に至る線に囲ま れた一円の区域 2 面積 57ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	里/在
矢板西小学校 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 矢板市幸岡地内林道鳴神線(通称合会幸岡線) と矢板市道幸岡鹿島町1号線との交点を起点と	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033)	銃 岩	思

ニュスカキスサ 定 猟東使用禁止区域	し、同所から同市道を東進し矢板市道幸岡館ノ川 3 号線(通称幸岡館の川線)との交点に至り、同 所から同市道を南東に進み山道との交点に至り、 同所から同山道を西進し林道鳴神線との交点に至 り、同所から同林道を北進し起点に至る線に囲ま れた一円の区域 2 面積 55ヘクタール 1 区域 さくら市早乙女1765番地ほかニッカウヰスキー 株式会社栃木工場の敷地全域 2 面積 27ヘクタール	年10月31日まで 令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	岩
喜	1 区域 さくら市喜連川地内県道塩谷喜連川線と県道佐 久山喜連川線との交点を起点とし、同所から県道 佐久山喜連川線を北進し農地と山林との地類界と の交点に至り、同所から同地類界を南東に進み市 道K3056号との交点に至り、同所から同市道を南 進し市道K2014号との交点に至り、同所から同市 道を東進し市道K2013号との交点に至り、同所から同市道を南進し農地と山林との地類界との交点 に至り、同所から同地類界を西進し、さらに南進 し一般国道293号との交点に至り、同所から同右岸を西進し内川右岸との交点に至り、同所から同 助国道を西進し内川右岸との交点に至り、同所から同た岸を西進し農道との交点に至り、同所から同農道を北進し野辺山地内の農地と山林との地 類界との交点に至り、同所から同地類界を北進し 市道K1007号との交点に至り、同所から同農道を北進し野辺山地内の農地と山林との地 類界との交点に至り、同所から同地類界を北進し 市道K1007号との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一 円の区域(ただし、喜連川鳥獣保護区を除く。) 2 面積 605へクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで		器
セ ブ ン ハ ン ド レ ッ ド 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 さくら市早乙女2370番地ほかセブンハンドレッ ドクラブの敷地全域2 面積 100ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	器
木 綿 畑特 定 猟 具使用禁止区域	1 区域 那須塩原市高林地内主要地方道矢板・那須線と 市道木綿畑本田湯宮線との交点を起点とし、同所 から同県道を南西に進み林道小蛇尾線との交点に 至り、同所から同林道を西進し令和2年度樹立 (令和3年度変更) 那珂川地域森林計画区那須塩 原市高林地区18林班と同19林班との林班界との交 点に至り、同所から同林班界を北東に進み同28林	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	岩

	班界との交点に至り、同所から同林班界を北東に進み同森林計画区域界に至り、同所から同区域界を東に進み同30林班との交点に至り、同所から同林班界を北東に進み同30林班ウ22小班の林班界との交点に至り、同所から同株班界を接する農道との交点に至り、同所から同農道を東進し市道木綿畑本田湯宮線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 454ヘクタール			
百 村特定猟具使用禁止区域	 区域 那須塩原市百村2568番地外165筆の太陽の里・ 安らぎの里分譲地全域 面積 3 ヘクタール 	令和 5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	器
黒磯渡辺·佐野 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 那須塩原市佐野170番地1外445筆の那須高原自 治会分譲地全域 2 面積 38ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	뀲
Bison96号	1 区域 那須烏山市向田字赤芝前439番地他245筆、 Bison96号発電所の敷地全域2 面積 45ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	器
馬頭楽猟人で、一切のでは、「は、「は、「は、「は、「は、」では、「は、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、「は、	1 区域 那珂川町大内地内の一般国道461号と町道大内 大山田線との交点を起点とし、同所から同町道を 北進し農道(旧町立東中学校北)との交点に至 り、同所から同農道を東進し在念沢との交点に至 り、同所から同沢を北東に進み橋に至り、同所から同 民根沿いにゴルフ場との境界をさらに北東に進 み町道谷川入郷赤土線に至り、同所から同町道を 東進し荷田沢との交点に至り、同所から同沢を南 東に進み町道北原荷田線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み一般国道 461号との交点に至り、同所から同国道を南西に 進み町道大内大山田線との交点に至る線に囲まれ た一円の区域 2 面積 170ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	器
都賀町憩の森 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 栃木市都賀町富張地内東北自動車道と市道 42002号線との交点を起点とし、同所から同市道 を東進し市道42026号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道42012号線との交点に至	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃	器

	り、同所から同市道を北西に進み三ノ宮橋東側の 農道との交点に至り、同所から同農道を北進し東 北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道 を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 15ヘクタール			
つがスポーツ 園 具 様 使用禁止区域	1 区域 栃木市都賀町家中地内桑原用水中幹線と思川右岸堤防との交点を起点とし、同所から同堤防を南進し北関東自動車道との交点を経てさらに約250メートル南進した地点で同堤防と交わる私道に至り、同所から同私道を南西に進み八坂神社敷地界に至り、同所から同敷地界を南西に進みるらに北西に進み都賀町家中3391-1番地敷地へ続く私道との交点に至り、同所から最短距離を通って桑原用水東幹線と市道1001号線との交点に至り、同所から同用水路を西進しさらに北進し市道42042号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道42029号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1001線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1001線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1001線との交点に至り、同所から同市道を北進し東原用水中幹線との交点(水門橋)に至り、同所から同用水路を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積49ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	统	
小 山特 定 猟 具使用禁止区域	1 区域 小山市羽川地内一般国道4号と市道9号線との 交点を起点として、同所から同市道を西進し市道 10号線との交点に至り、同所から同市道を北進し 市道1286号線との交点に至り、同所から同市道を 北進し市道1287号線との交点に至り、同所から同 市道を東進し市道10号線との交点に至り、同所から同市道を北進し小山市と下野市との行政界に至り、同所から同行政界を東進し一般国道4号に至り、同所から同一般国道を南進し起点に至る線に 囲まれた一円の区域 2 面積 146ヘクタール		銃 器	n/J-
東 武 藤 が 丘 カントリー 倶 楽 部 特 定 猟 具 使用禁止区域	1 区域 栃木市藤岡町太田3857番地1号ほか東武藤が丘 カントリー倶楽部の敷地全域 2 面積 86ヘクタール	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃 器	m1/h-
足利カントリーク ラ ブ特 定 猟 具	1 区域 佐野市飛駒町6380番地ほか足利カントリークラ ブの敷地全域 2 面積	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃 器	T 1/1-

使用禁止区域	94ヘクタール		
南河方。一个大学,是一个大学,是一个大学,是一个大学,是一个大学,是一个大学,就是一个大学,就是一个大学,就是一个大学,就是一个大学,就是一个大学,就是一个大学,就是一个大学,就是一个大学,就是一个大学,	1 区域 下野市薬師寺地内一般国道 4 号と市道南 1-1 号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道南 5 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道南 1-7 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道結城石橋線との交点に至り、同所から同東道を南進し市道4106号線との交点に至り、同所から同市道を西進し通称西谷田用水との交点に至り、同所から同市道を西進し通称西谷田用水との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南 2-12号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南533号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南512号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南509号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道国1071号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道南がら同市道を北西に進み市道国3135号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道回到道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 388ヘクタール	令和15(2033)	銃 器
み 産 業 定 猟 団 地 具 域	1 区域 下都賀郡壬生町大字羽生田地内県道宇都宮亀 和田栃木線と町道1-166号線との交点を起点と し、同所から同町道を北進し町道1-170号線との 交点に至り、同所から同町道を北進し町道1-310 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進 み町道1-333号線との交点に至り、同所から同 町道を北進し、壬生町と鹿沼市の行政界との交点 に至り、同所から同行政界を南東に進み、県道羽 生田鶴田線との交点に至り、同所から同県道を南 進し、県道宇都宮亀和田栃木線との交点に至り、 同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲ま れた一円の区域 2 面積 103ヘクタール	令和15 (2033)	銃 器
栃木 · 小山特 定 猟 具使用禁止区域	1 区域 小山市大字寒川地内県道南小林松原線と小山市 道4147号線との交点を起点とし、同所から同市道 を北西に進み小山市道4544号線との交点に至り、 同所から同市道を北進し栃木市と小山市との行政 界に至り、同所から同行政界を北進し県道和泉 間々田線との交点に至り、同所から同県道を西進 し県道蛭沼川連線との交点に至り、同所から同県	令和5 (2023) 年11月1日から 令和15 (2033) 年10月31日まで	銃 器

道を南進し旧大平町と旧藤岡町との旧行政界に至 り、同所から同旧行政界を西進しさらに北西に進 み旧岩舟町と旧藤岡町との旧行政界に至り、同所 から同旧行政界を南西に進み栃木市道1068号線と の交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市道 62262号線との交点に至り、同所から同市道を西 進し栃木市岩舟町静戸字稲荷161番地先農道との 交点に至り、同所から同農道を北進し栃木市岩舟 町曲ヶ島字新田1846番地先農道との交点に至り、 同所から同農道を北西に進み栃木市道66250号線 との交点に至り、同市道を北進し栃木市道66210 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃 木市道2125号線との交点に至り、同所から同市道 を北進し一般国道50号との交点に至り、同所から 同一般国道を南東に進み栃木市道62219号線との 交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道和 泉間々田線との交点に至り、同所から同県道を北 西に進み栃木市道62147号線との交点に至り、同 所から同市道を北進し栃木市道62075号線との交 点に至り、同所から同所に接する農道を北進し栃 木市道62087号線との交点に至り、同所から同市 道を東進し栃木市道62089号線との交点に至り、 同所から同市道を南進しさらに東進し栃木市道 62081号線との交点に至り、同所から同市道を東 進しさらに北進し栃木市道62110号線との交点に 至り、同所から同市道を東進し栃木市道21115号 線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木 市道2121号線との交点に至り、同所から同市道を 東進し県道蛭沼川連線との交点に至り、同所か ら同県道を北進し県道岩舟小山線との交点に至 り、同所から同県道を西進し栃木市道22208号線 との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木市 道22185号線との交点に至り、同所から同市道を 北進し栃木市道22150号線との交点に至り、同所 から同市道を西進し栃木市道22185号線との交点 に至り、同所から市道を北進し栃木市道22137号 線との交点に至り、同所から同市道を西進し栃木 市道2093号線との交点に至り、同所から同市道を 北西に進み栃木市道1049号線との交点に至り、同 所から同市道を西進し県道栃木藤岡線との交点に 至り、同所から同県道を西進し栃木市道1048号線 との交点に至り、同所から同市道を西進し栃木市 道23091号線との交点に至り、同所から同市道を 東進し栃木市道23069号線との交点に至り、同所 から同市道を北進し栃木市道23086号線との交点 に至り、同所から同市道を東進し栃木市道2092号 線との交点に至り、同所から同市道を北進し栃木 市道1037号線との交点に至り、同所から同市道を 東進し栃木市道2078号線との交点に至り、同所か ら同市道を北西に進み栃木市道1001号線との交点 に至り、同所から同市道を北東に進みさらに南東 に進み県道栃木藤岡線との交点に至り、同所から 同県道を北東に進み永野川左岸との交点に至り、 同左岸を南東に進み栃木市道21041号線との交点 に至り、同所から同市道を北進し栃木市道21110 号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県 道蛭沼川連線との交点に至り、同所から同県道を 北進し栃木市道21078号線との交点に至り、同所 から同市道を東進し栃木市道21115号線との交点 に至り、同所から同市道を南進し栃木市道2038号 線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木 市道1040号線との交点に至り、同所から同市道を 南進し栃木市道22025号線との交点に至り、同所 から同市道を南進し栃木市道22056号線との交点 に至り、同所から同市道を南進し同市道と接する 農道との交点に至り、同所から同農道を東進し栃 木市と小山市との行政界に至り、同所から同行政 界を北進しさらに東進しさらに北進し県道小山大 平線との交点に至り、同所から同県道を東進し小 山市道2号線との交点に至り、同所から同市道を 南進し小山市道1227号線との交点に至り、同所か ら同市道を東進し小山市道1235号線との交点に至 り、同所から同市道を南進し小山市道1232号線と の交点に至り、同所から同市道を東進し小山市 道1229号線との交点に至り、同所から同市道を南 進し小山市道2号線との交点に至り、同所から同 市道を南進し小山市道1239号線との交点に至り、 同所から同市道を東進し小山市道1427号との交点 に至り、同所から同市道を南進し県道岩舟小山線 を越え小山市道4029号線との交点に至り、同所か ら同市道を西進し小山市道4504号線との交点に至 り、同所から同市道を南進し一般国道50号との交 点に至り、同所から同国道を西進し県道南小林松 原線との交点に至り、同所から同県道を南進し大 字下泉と大字鏡との行政界に至り、同所から同行 政界を東進し小山市道4099号線との交点に至り、 同所から同市道を南東に進み小山市道4073号線と の交点に至り、同所から同市道を東進し小山市道 4110号線との交点に至り、同所から同市道を南進 し小山市道4500号線との交点に至り、同所から同 市道を西進し小山市道4111号線との交点に至り、 同所から同市道を南進し小山市道4518号線との交 点に至り、同所から同市道を西進し県道南小林松 原線との交点に至り、同所から同県道を南西に進 み小山市道4546号線との交点に至り、同所から同 市道を南東に進み小山市道4125号線との交点に至 り、同所から同市道を東進し小山市道4590号線と の交点に至り、同所から同市道を北進し小山市 道4124号線との交点に至り、同所から同市道を東 進し同市道から続く農道との交点に至り、同所か り、同所から同市道を南東に進み県道和泉間々田線に至り、同所から同県道を東進し小山市道4132 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市道4503号線との交点に至り、同所から同市道 を西進し小山市道4145号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道4146号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道4146号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 面積

2.746ヘクタール

栃木県告示第390号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(平成26年栃木県告示第508号)の一部を次のように改正し、令和5 (2023) 年11月1日から適用する。

令和5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

小山寒川・中地区特定猟具使用禁止区域の項を削る。

栃木県告示第391号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(平成27年栃木県告示第493号)の一部を次のように改正し、令和5 (2023) 年11月1日から適用する。

令和5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

鹿沼中央特定猟具使用禁止区域の項を削る。

栃木県告示第392号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(平成29年栃木県告示第486号)の一部を次のように改正し、令和5 (2023) 年11月1日から適用する。

令和 5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

大平特定猟具使用禁止区域の項を削る。

栃木県告示第393号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(令和元年栃木県告示第340号)の一部を次のように改正し、令和5 (2023) 年11月1日から適用する。

令和 5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

岩舟・静戸特定猟具使用禁止区域の項を削る。

(自然環境課)

栃木県告示第394号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において 準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において 準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。 令和 5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

事	業	名	縦	覧	期	間	審 査 請 求 期 限 所轄農業振興事	務所
県営山口地区 <u></u> 事業	上地改良	(区画整理)		30 E	(2023) 日から 月28日ま	年で	12月13日	新

(農地整備課)

栃木県告示第395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年10月27日から同年11月27日まで 一般の縦覧に供する。

令和 5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 -

Ι

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮笠間線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
1	前	芳賀郡益子町大字下っから 芳賀郡益子町大字下っ 4まで		8.6 ~ 16.5	163.4	
1	後	芳賀郡益子町大字下大羽字五反田1529 から 芳賀郡益子町大字下大羽字五反田259- 4まで		10.2~20.8	163.4	

 \coprod

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 鹿沼日光線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考	<u> </u>
	前	鹿沼市上日向字高潮 鹿沼市上日向字高潮		$12.7 \sim 14.3$	51.7		
14	後A	鹿沼市上日向字高潮 鹿沼市上日向字高潮		12.7 ~ 14.3	51.7		
	後B	鹿沼市上日向字高潮 鹿沼市上日向字高潮		9.0 ~ 13.7	51.7		

 \coprod

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 下岡本上三川線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
71	前	宇都宮市平出町字小原 宇都宮市平出町字小原		16.0 ~ 17.4	28.5	
71	後	宇都宮市平出町字小原 宇都宮市平出町字小原		14.1 ~ 15.5	28.5	

栃木県告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 5 (2023) 年10月27日から同年11月27日まで 一般の縦覧に供する。

令和5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道119号	宇都宮市徳次郎町字東屋敷118から 宇都宮市徳次郎町字東屋敷106まで	令和 5 (2023)年 10月27日
14	主要地方证		令和 5 (2023)年 10月27日
206		方質郡茂木町大字飯1773-1から 芳賀郡茂木町大字飯1674-1まで	令和 5 (2023) 年 10月27日

(道路保全課)

栃木県告示第397号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
有限会社とやま不動産	栃木県小山市駅東通り一丁	栃木県小山市駅東通り一丁目7	令和 5 (2023)年
	目7番22号海老沼ビル1F	番22号海老沼ビル1F	10月18日
株式会社リンク	栃木県下都賀郡壬生町落合	栃木県下都賀郡壬生町落合一丁	令和 5 (2023)年
	一丁目1番2号	目1番2号	10月18日

(住宅課)

公告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和 5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家畜の種類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発生の場所 又は区域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	那須町	令和 5 (2023)年10月18日	法令殺

(畜産振興課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査 済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 5 (2023) 年10月27日

栃木県知事 福 田 富 一

開発区域	開発許可を受けた者				
(工区に含まれる地域の名称)	住所	氏 名			
さくら市喜連川字行人塚926番、1020番1、 1020番4、1020番5、1020番6、1020番8、 1020番9、1022番、1023番、1024番、1024番 2、1025番1、1025番2、1026番1、1026番 2、1031番	さくら市喜連川1025番地	社会福祉法人養徳園			
河内郡上三川町大字上三川字冨士山3499番 1、3499番2、3500番1、3501番1、3502番 1、3502番2、3503番1	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10番1号第一福岡ビルS館4階	株式会社コスモス薬品			
芳賀郡芳賀町大字芳志戸字上岡1816番3、 1817番3	埼玉県川越市大字笠幡1570番地 4 (ウエストユーB104号室)	見 目 航 平 見 目 幸 恵			
塩谷郡塩谷町大字玉生字荒川向865番1の一部、955番1の一部、955番1の一部、955番3の一部、955番14の一部、字川原956番2、字大塚380番5の一部 (開発行為に関する工事)塩谷郡塩谷町大字玉生字荒川向865番1の一部、868番1の一部、868番3の一部、870番1の一部、872番1の一部	塩谷郡塩谷町大字玉生741番地	塩谷町			

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

令和 5 (2023) 年10月27日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

施 設	0)	名	称	所 在 地
医療法人矢尾板記念会 介護医療院だんえん				日光市木和田島3008-10

発 行 人 栃 木 県 印 刷 所 株式会社松井ピ・テ・オ・印刷